

11月は鳥取働き方改革推進キャンペーン2025月間です

年次有給休暇
取得推奨デーは

11月4日(火)
21日(金)

鳥取市、倉吉市、琴浦町、南部町の
公立学校及び一部の県立学校等では、
【体験的学習活動等休業日】
に指定されています

有休で

仕事と適度な
ディスタンス

ペンネーム とくべいさん

第2回 働き方改革川柳

大賞作品



「働き方改革」川柳を募集中です！

鳥取働き方改革推進推進会議では、キャンペーン期間中に働き方改革に関する川柳を募集しています。「働き方改革」について、職場やご家庭で感じる言葉を「5・7・5」に乗せてご応募ください。



働き方改革は、
いろいろな人が活躍できるよう、
いままでの「当たり前の働き方」を
見直していく取組みだよ！

詳しくはコチラをチェック！ /



協力:鳥取働き方改革推進会議

鳥取県マスコットキャラクター
「トリピー」

厚生労働省 | 鳥取労働局 | 労働基準監督署 | 鳥取県

◎働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

●お問合せ
鳥取労働局雇用環境・均等室
☎ 0857-29-1709



年次有給休暇を活用して 新しい暮らしをはじめませんか！



Point
1

季節のイベントを
楽しむ！



Point
2

歴史や文化に
触れる！



Point
3

旬の味覚を
満喫！



Point
4

日々の疲れを
リフレッシュ！



「働き方改革」とは？

働く方々が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で「選択」できるようにするための改革です。鳥取労働局では、鳥取働き方改革推進会議の協力により、関係機関で働き方改革に関連する相談・セミナー等、様々なイベントを予定しています。今こそ、さらに、働き方改革を進めましょう。



働き方改革の詳細はコチラ

働き方改革特設サイト



相談支援・セミナーについてはコチラ

鳥取労働局 働き方改革推進

地域のイベントや自治体活動にあわせて有給休暇を取得しましょう！

年次有給休暇の取得は、労働者の心身の健康増進や、モチベーションアップ、生産性向上による企業のメリットだけではなく、地域活動への参加の機会が拡がり、地域社会の活性化に繋がります。誰もが暮らしやすい鳥取県の実現のために、年次有給休暇の取得促進に取り組みましょう。

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう！

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

① 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

【例1】年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

【例2】年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

② 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。